

公共施設の再構築・区有財産の活用 実施プラン（5カ年）素案

平成16年9月

豊島区行財政改革推進本部

目 次

第1章 公共施設の再構築・区有財産の活用実施プランの考え方	1
第2章 公共施設の再構築・区有財産の活用実施プランの内容	
第1 再構築施設	
1 保健福祉施設	
①高齢者福祉センター・ことぶきの家	2
②高齢者在宅サービスセンター	3
2 子ども家庭施設	
①児童館	3
②子ども家庭支援センター	5
③保育所	5
3 教育関連施設	
①社会教育会館・青年館	6
②図書館	6
4 その他施設	
①集会施設	7
第2 学校跡地の活用	
1 跡地活用施設	
①平和小学校	8
②長崎中学校	8
2 暫定活用施設	
①朝日中学校	8
②大明小学校	8
③日出小学校	8
④その他、閉校（予定）小中学校	9
第3 廃止施設	10
第4 資産活用（貸付・売却施設）	
①池袋第一児童館	11
②旧南池袋児童館	11
③南池袋第二区民集会室【旧第四出張所】	11
④池袋本町第三区民集会室【旧第十一出張所】	11
⑤長崎第一区民集会室【旧第八出張所】	11
⑥要町第三区民集会室【旧第九出張所】	12
⑦青年館	12

⑧中央図書館・東池袋第一区民集会室	12
⑨東池袋第三区民集会室	12
第5 財政効果	13
資料	
実施プランスケジュール	14
実施プラン一覧	16
集会室の適正配置基準	17
区民集会室一覧表	18

第1章 公共施設の再構築・区有財産の活用実施プランの考え方

1 プランの目的

公共施設の再構築については、先の財政白書、施設白書が指摘した区財政硬直化の構造的要因である施設サービスのあり方を抜本的に見直そうというものであり、また、施設数の見直しとこれからの時代に対応する施設体系への再編を図ること、さらには施設の管理運営形態の大胆な見直しを行い、今後予測される施設の改修・改築需要や新たな行政需要へ計画的に対応できる行財政構造の転換に資するものである。

区有財産の活用については、社会環境の変化等に伴い、これまで推進してきた小中学校の適正配置や出張所の廃止など、一連の公共施設の見直しにより一定の役割を終えた区有施設が多くある。これらの土地や建物は、新たな施設需要への対応に役立てるとともに、地域の発展に有効な民間活用が見込める場合は、貸付けや売却なども積極的に検討し、貴重な経営資源として有効活用を図るものである。区は、平成13年10月には「公共施設の再構築・区有財産の活用（本部素案）」を、平成15年10月には「公共施設の再構築・区有財産の活用（本部案）」をそれぞれ公表した。

このプランは、区が行財政システムを転換するための構造改革を目的に策定する「行財政改革プラン2004」との連携を図りつつ、本部案で提起した公共施設の再構築活用について、平成17年度から21年度までの5カ年に実施する内容を明らかにすることを目的に作成した。

2 プランの作成

このプランは、次の方針に基づき作成した。

- (1) 「行財政改革プラン2004」の期間中（平成17年度から平成21年度まで）に実現可能と考えられる再構築・活用について、その内容及び取組事項等を記載した。
- (2) 再構築・活用を促進するため、本部案の公表時以降の状況の変化、パブリックコメント等を勘案し、本部案の考え方を一部修正した。
- (3) 地域区民ひろば（全児童クラブを含む）については、別途計画を作成する。
- (4) このプランは、行財政改革プランの見直しにあわせ、毎年度ローリングする。

第2章 公共施設の再構築・区有財産の活用実施プランの内容

第1 再構築施設

1 保健福祉施設

①高齢者福祉センター・ことぶきの家

【実施方針】

高齢者福祉センター及びことぶきの家を平成17年度で廃止し、施設は平成18年度から「地域区民ひろば」に転用する。また、現在の高齢者福祉センターを取壊し、「地域区民ひろば」施設を建設する。

なお、一部施設で平成17年度に「地域区民ひろば」のモデル実施を行う。

（説明）

高齢者福祉センター及びことぶきの家で担っている機能は、「地域区民ひろば」に移行する。なお、在宅介護支援センター機能は別途検討する。

【スケジュール】

- 平成17年度 ○地域区民ひろばモデル実施
○関係条例等の整備
○年度末をもって、高齢者福祉センター・ことぶきの家廃止
- 平成18年度 ○地域区民ひろばの発足
○基本設計（高齢者福祉センター建替え）
- 平成19年度 ○実施設計、解体工事
- 平成20年度 ○建設工事
- 平成21年度 ○建設工事（竣工）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
施設	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 高齢者福祉センター ことぶきの家 地域区民ひろばモデル 実施（一部施設） </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 地域区民ひろばへ転用 </div>			
手続き等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 150px;"> 条例整備 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 150px;"> 改修工事（ひろば仕様） </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 高齢者福祉センター建替え </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本設計</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実施設計 解体</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">建設工事</div> </div>			

②高齢者在宅サービスセンター

【実施方針】

巣鴨豊寿園を平成19年度で廃止し、施設を返却する。

（説明）

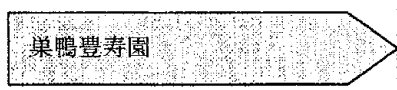



近隣（癌研跡地等）に民間施設の開設予定があり、当該施設で利用者受入れができるため廃止し、施設を返却する。

【スケジュール】

平成19年度 ○高齢者在宅サービスセンター条例の改正

平成20年度 ○原状回復工事実施

○施設返却

	19年度	20年度
施設		
手続き等		

2 子ども家庭施設

①児童館

【実施方針】

雑司が谷児童館と池袋第一児童館は、平成16年度末をもって廃止する。また、巣鴨第二児童館は、平成17年度中に廃止し返却する。上記3館を除く施設を平成18年度から「地域区民ひろば」に転用する。

なお、一部施設で平成17年度に「地域区民ひろば」のモデル実施を行う。

（説明）

学童クラブを含めた小学生対応機能は、小学校施設の利用を中心とした放課後対策事業（全児童クラブ）に移行し、乳幼児対応機能は「地域区民ひろば」の子育てひろばへ移行する。また、中高生対応機能を受け持つものとして、「十代倶楽部」の事業展開を検討する。

【スケジュール】

■地域区民ひろば転用施設関係

平成17年度 ○地域区民ひろばモデル実施

○関係条例等の整備

○年度末をもって、児童館廃止

平成18年度 ○地域区民ひろばの発足

■巢鴨第二児童館関係

平成16年度 ○児童館条例の改正

平成17年度 ○巢鴨第二児童館廃止

○原状回復工事実施

○施設返却

■雑司が谷児童館関係

平成16年度 ○児童館条例の改正

○年度末をもって、雑司が谷児童館廃止

平成17年度 ○施設解体、雑司が谷保育園新園舎建設工事

平成18年度 ○建設工事竣工

■池袋第一児童館関係

平成16年度 ○児童館条例の改正

○年度末をもって、池袋第一児童館廃止

平成17年度～○貸付け

	16年度	17年度	18年度
地域区民ひろば転用施設関係	児童館	地域区民ひろばモデル実施 (一部施設) 改修工事 条例整備	地域区民ひろばへ 転用
巢鴨第二児童館関係	巢鴨第二児童館 条例改正	原状回復工事 返却	
雑司が谷児童館関係	雑司が谷児童館 条例改正	解体 雑司が谷保育園新園舎工事	
池袋第一児童館関係	池袋第一児童館 条例改正	貸付け	
旧南池袋児童館関係		貸付け	

②子ども家庭支援センター

【実施方針】

子ども家庭支援センターの統合を検討する。

(説明)

23小学校区で「地域区民ひろば」の子育てひろばが展開されることから、子ども家庭支援センターの統合を検討する。

【スケジュール】

- 平成18年度 ○地域区民ひろば発足
- 子ども家庭支援センターの統合検討

③保育所

【実施方針】

民間認可保育所開設に伴い、平成17年度をもって南池袋保育園を廃止する。

また、雑司が谷保育園を別敷地で建替え、現施設を廃止する。

(説明)

南池袋保育園は 雑司が谷小学校跡地に民間認可保育所が開設されることにもない平成17年度で廃止する。

老朽化の著しい雑司が谷保育園は雑司が谷児童館跡地で建替え、平成19年度で現施設を廃止する。

【スケジュール】

■南池袋保育園関係

平成17年度 ○年度末をもって、南池袋保育園廃園

平成18年度 ○雑司が谷小学校跡地での民間認可保育所開設

■雑司が谷保育園関係

平成17年度 ○雑司が谷児童館跡で雑司が谷保育園建替え工事着工

平成18年度 ○雑司が谷保育園建替え工事竣工

平成19年度 ○新園舎に移転

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
南池袋保育園関係	南池袋保育園	民間認可保育所			
雑司が谷保育園関係	雑司が谷児童館跡建替工事		新園舎		
	旧園舎		転用		

3 教育関連施設

①社会教育会館・青年館

【実施方針】

社会教育会館を平成17年度に区長部局に移行する。施設は生涯学習機能を含めた区民の活動拠点への転用を検討する。また、青年館については、老朽化しているため廃止し、用地を売却する。

【スケジュール】

■社会教育会館関係

- 平成17年度 ○区長部局へ移行
- 区民の活動拠点への転用を検討

■青年館関係

- 平成16年度 ○条例等改正
- 平成17年度 ○機能を大明小学校跡に確保
- 現施設売却

	16年度	17年度	18年度
青年館関係	青年館	売却	
	条例改正	大明小跡暫定開放	

②図書館

【実施方針】

中央図書館を移転し、現施設は廃止する。

(説明)

中央図書館を現施設から東池袋四丁目再開発事業で整備される施設へ移転する。

【スケジュール】

- 平成18年度 ○図書館条例等改正
- 平成19年度 ○新施設移転、現施設売却

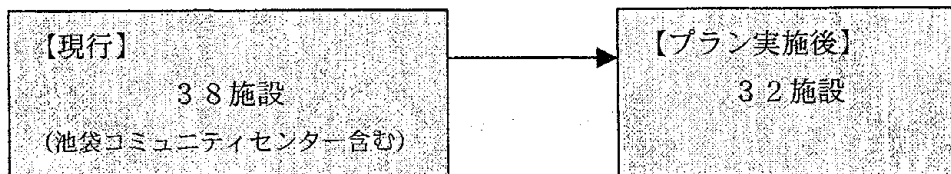
	18年度	19年度	20年度
施設	中央図書館	新中央図書館	
手続き等	条例改正		

4 その他施設

①集会施設

【実施方針】

区民集会室は、原則として小学校区に1ヶ所配置することし（P17～P19参照）、余剰となる施設は廃止し、跡地（施設）については、平成17年度から順次売却・貸付けを行う。



(説明)

区民集会室は、多世代の住民が日常的に利用する施設であることから、原則として小学校区内に1ヶ所配置することとし、面積が0.785K㎡徒歩10分圏内として半径500mで算定した面積を超える小学校区には複数配置することとする。

実施プラン期間中に、上記の基準を踏まえ余剰となる集会室のうち、配置バランスやその有効性などを考慮し下表の集会室を廃止する。

小学校区内に区民集会室が存しない場合は、当面、街づくりセンター・学校開放施設などで代用することとし、将来的には、代用施設の区民集会室としての位置付け（条例化）などを検討する。

廃止する区民集会室

施設名	廃止年度	備考
南池袋第二区民集会室	16年度	旧第四出張所
池袋本町第三区民集会室	16年度	旧第十一出張所、新清掃事務所に代替機能
長崎第一区民集会室	16 年度	旧第八出張所
要町第三区民集会室	16 年度	旧第九出張所
東池袋第三区民集会室	18年度	旧第二出張所、シルバー人材センター併設
東池袋第一区民集会室	19年度	中央図書館（19年度移転）併設

【スケジュール】

平成16年度～ ○区民集会室条例改正

平成17年度～ ○廃止区民集会室の売却・貸付け実施

第2 学校跡地の活用

1 跡地活用施設

①平和小学校

【活用方針】

PFIなど民間活力の手法を用いた施設整備を検討する。

②長崎中学校

【活用方針】

PFIなど民間活力の手法を用いた施設整備を検討する。

2 暫定活用施設

①朝日中学校

【暫定活用方針】

既存建物部分を利用して文化芸術創造支援事業を継続し、校庭は、地域のスポーツ団体への開放事業で使用する。

【スケジュール】

平成16年度 ○文化芸術創造事業及びスポーツ開放事業実施

②大明小学校

【暫定活用方針】

本格活用に至るまで、地域住民も参画した検討組織で生涯学習機能、十代倶楽部機能等を含めた暫定活用を検討し、維持管理を図る。

【スケジュール】

平成16年度 ○跡施設活用・施設改修内容検討組織設置、活用方法の検討

○年度末をもって、閉校

平成17年度 ○跡施設暫定活用（改修方針検討）

③日出小学校

【暫定活用方針】

平成18年8月まで校舎A棟1階を、平成19年3月まで校舎B棟を貸し付ける。上記以外の部分については、当面施設開放を継続する。

【スケジュール】

平成16年度 校舎B棟貸付けを継続
校舎A棟1階部分を貸付け

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
取組内容	校舎A・B棟貸付け		暫定活用		
	施設開放				

④その他、閉校（予定）小中学校

【暫定活用方針】

本格活用に至るまでの暫定活用については、地域住民も参画した検討組織を設置し、当該組織において既存施設の活用内容等を検討し、維持管理を図る。

閉校名	本部案（活用案）略	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
千川小学校 （校舎敷地）	近隣公園又は資産活用	暫定活用				
高田小学校	近隣公園又は資産活用	暫定活用				
真和中学校	近隣公園又は資産活用	仮校舎	暫定活用			
第十中学校	運動公園	仮校舎	暫定活用			

第3 廃止施設

施設再構築に伴い廃止される施設は、次のとおりである。

廃止施設	廃止年度（網掛け）						活用方針
	16	17	18	19	20	21	
池袋第一児童館	16	17	18	19	20	21	資産活用
雑司が谷児童館	16	17	18	19	20	21	跡地利用（保育園建替え）
南池袋第二区民集会室	16	17	18	19	20	21	資産活用
池袋本町第三区民集会室	16	17	18	19	20	21	資産活用
長崎第一区民集会室	16	17	18	19	20	21	資産活用
要町第三区民集会室	16	17	18	19	20	21	資産活用
高齢者福祉センター	16	17	18	19	20	21	転用（地域区民ひろば）
ことぶきの家（全施設）	16	17	18	19	20	21	転用（地域区民ひろば）
巣鴨第二児童館	16	17	18	19	20	21	返却
児童館（上記3館以外）	16	17	18	19	20	21	転用（地域区民ひろば）
南池袋保育園	16	17	18	19	20	21	跡地利用（オープンスペース化）
社会教育会館（全施設）	16	17	18	19	20	21	転用を検討
青年館	16	17	18	19	20	21	資産活用
雑司が谷保育園	16	17	18	19	20	21	転用（文化財収蔵庫）
東池袋第三区民集会室	16	17	18	19	20	21	資産活用
中央図書館・東池袋第一区民集会室	16	17	18	19	20	21	資産活用

※雑司が谷保育園は現施設の廃止について記載。（雑司が谷保育園としては移転継続する。）

第4 資産活用（貸付・売却施設）

①池袋第一児童館

【活用方針】

貸付け

【スケジュール】

平成16年度 年度末をもって、池袋第一児童館廃止

平成17年度 貸付け

②旧南池袋児童館

【活用方針】

貸付け

【スケジュール】

平成17年度 貸付け

③南池袋第二区民集会室（旧第四出張所）

【活用方針】

売却

【スケジュール】

平成16年度 ○年度末をもって、南池袋第二区民集会室廃止

平成17年度 ○売却

④池袋本町第三区民集会室（旧第十一出張所）

【活用方針】

売却

【スケジュール】

平成16年度 ○年度末をもって、池袋本町第三区民集会室廃止

平成17年度 ○新清掃事務所開設

○売却

⑤長崎第一区民集会室（旧第八出張所）

【活用方針】

貸付け

【スケジュール】

平成~~16~~¹⁷年度 ○年度末をもって、長崎第一区民集会室廃止

平成17・18年度 ○小規模福祉施設（グループホーム等）誘致検討

平成19年度 ○貸付け

⑥要町第三区民集会室（旧第九出張所）

【活用方針】

貸付け

【スケジュール】

- 平成~~16~~¹⁷年度 ○年度末をもって、要町第三区民集会室廃止
平成17・18年度 ○小規模福祉施設（グループホーム等）誘致検討
平成19年度 ○貸付け

⑦青年館

【活用方針】

売却

【スケジュール】

- 平成17年度 ○6月に青年館廃止
○大明小学校で代替機能
○売却

⑧中央図書館・東池袋第一区民集会室

【活用方針】

売却

【スケジュール】

- 平成19年度 ○新中央図書館開設
○中央図書館・東池袋第一区民集会室廃止
○売却

⑨東池袋第三区民集会室

【活用方針】

貸付け

【スケジュール】

- 平成18年度 ○年度末をもって、東池袋第三区民集会室廃止
平成19年度 ○貸付け

第5 財政効果

プラン実施により施設が廃止された場合に削減される維持管理経費、跡地を売却した場合の売却収入などを財政効果額とした。

単位：千円

財政効果額	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	5年間計
維持管理費削減額 A	12,862	14,835	15,884	15,884	15,884	75,349
賃借料 a	23,578	46,336	46,336	68,633	68,633	253,516
原状回復工事費 b	19,000			19,000		38,000
賃借料削減額(a-b) B	4,578	46,336	46,336	49,633	68,633	215,516
売却額 c	418,000		886,000			1,304,000
解体工事費 d	95,000		120,000			215,000
売却収入額(c-d) C	323,000	0	766,000	0	0	1,089,000
貸付収入額 D	49,724	49,724	32,706	32,706	32,706	197,566
計 A+B+C+D	390,164	110,895	860,926	98,223	117,223	1,577,431

※新中央図書館整備経費等は投資的経費として予定されているため、上記財政効果の算出からは除外した。

実施プランスケジュール

	実施方針	17年度	18年度
高齢者福祉センター	転用	廃止	地域区民ひろば
ことぶきの家(全施設)	転用	廃止	地域区民ひろば
高齢者在宅サービスセンター	返却	高齢者在宅サービスセンター	
児童館(下記除く)	転用	廃止	地域区民ひろば
巣鴨第二児童館	返却	廃止 返却	
池袋第一児童館	貸付	廃止	貸付け
雑司が谷児童館	跡地利用	解体	工事
旧南池袋児童館	貸付	貸付け	
南池袋保育園	跡地利用	南池袋保育園	跡地利用(オープンスペース化)
雑司が谷保育園	転用	保育園	
社会教育会館		区民の活動拠点への転用を検討	
青年館	売却	廃止 解体 売却	
中央図書館	売却	図書館	
南池袋第二区民集会室(旧第4出張所)	売却	解体 売却	
池袋本町第三区民集会室(旧第11出張所)	売却	解体 売却	
長崎第一区民集会室(旧第8出張所)	貸付		
要町第三区民集会室(旧第9出張所)	貸付		
東池袋第一区民集会室(中央図書館)	売却	区民集会室	
東池袋第三区民集会室(旧第2出張所)	貸付	区民集会室	廃止
平和小学校	施設整備	民間活力の手法を用いた施設整備を検討	
長崎中学校(H18.3廃校)	暫定活用・跡地利用		暫定活用
朝日中学校	暫定活用	暫定活用	
大明小学校(H17.3廃校)	暫定活用	暫定活用	
日出小学校	貸付・跡地利用	貸付	
千川小学校(校舎敷地)	暫定活用	暫定活用	
千川小学校(体育館敷地)	暫定活用	暫定活用	
高田小学校	暫定活用	暫定活用	
真和中学校	暫定活用	仮校舎	暫定活用
第十中学校	暫定活用	仮校舎	暫定活用

19年度	20年度	21年度
地域区民ひろば(現高齢者福祉センター建替え工事)		
地域区民ひろば		
廃止	返却	
地域区民ひろば		
貸付け		
雑司が谷保育園		
跡地利用(オープンスペース化)		
移転	改修	文化財収蔵庫
区民の活動拠点への転用を検討		
移転	解体	売却
貸付		
貸付		
廃止	解体	売却
貸付		
民間活力の手法を用いた施設整備を検討		
暫定活用・民間活力を用いた施設整備を検討		
暫定活用		
暫定活用		
跡地利用について検討		
暫定活用		
暫定活用		
暫定活用		
暫定活用		
暫定活用		

実施プラン一覧(再構築施設)

施設区分	実施方針	廃止施設	廃止時期	活用方針	活用時期
高齢者福祉センター・ことぶきの家	高齢者福祉センター及びことぶきの家を平成17年度で廃止し、施設は平成18年度から「地域区民ひろば」に転用する。また、現在の高齢者福祉センターを取壊し、「地域区民ひろば」施設を建設する。 なお、一部施設で平成17年度に「地域区民ひろば」のモデル実施を行う。	高齢者福祉センター	17年度	転用(地域区民ひろば)	18年度
		ことぶきの家(全施設)	17年度	転用(地域区民ひろば)	18年度
高齢者在宅サービスセンター	巣鴨豊寿園を平成19年度までに廃止し、施設を返却する。	巣鴨豊寿園	19年度	返却	19年度
児童館	雑司が谷児童館と池袋第一児童館については、平成16年度末をもって廃止する。また、巣鴨第二児童館については、平成17年度中に廃止し返却する。上記3館を除く施設を平成18年度から「地域区民ひろば」に転用する。 なお、一部施設で平成17年度に「地域区民ひろば」のモデル実施を行う。	池袋第一児童館	16年度	貸付け	17年度
		雑司が谷児童館	16年度	跡地利用(保育園建替え)	17年度
		巣鴨第二児童館	17年度	返却	17年度
		上記以外の児童館	17年度	転用(地域区民ひろば)	18年度
子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センターの統合を検討する。				
保育所	民間認可保育所整備に伴い、平成16年度をもって南池袋保育園を廃止する。また、雑司が谷保育園を別敷地で建替え、現施設を廃止する。	南池袋保育園	17年度	跡地利用(オープンスペース化)	未定
		雑司が谷保育園	18年度	転用	19年度
社会教育会館・青年館	社会教育会館を平成17年度に区長部局に移行する。施設は生涯学習機能を含めた区民の活動拠点への転用を検討する。また、青年館については、老朽化しているため廃止し、用地を売却する。	社会教育会館(全施設)		転用を検討	
		青年館	17年度	売却	17年度
図書館	中央図書館を移転し、現施設は廃止する。	中央図書館	19年度	売却	19年度
集会施設	区民集会室は、原則として小学校区に1ヶ所配置することとし、余剰となる施設は廃止し、跡地(施設)については、平成17年度から順次売却・貸付けを行う。	南池袋第二区民集会室	16年度	売却	17年度
		池袋本町第三区民集会室	16年度	売却	17年度
		長崎第一区民集会室	16年度	貸付け	19年度
		要町第三区民集会室	16年度	貸付け	19年度
		東池袋第三区民集会室	18年度	貸付け	19年度
		東池袋第一区民集会室	19年度	売却	19年度

集会室の適正配置基準

1 集会室配置基準

区民集会室は小学校区に1ヶ所配置することとする。但し、小学校区の規模の大小により格差が生じるため、地積0.785k㎡を超える小学校区においては、区民集会室を複数配置することとする。

2 集会室配置基準の考え方

- ① 区民集会室は地域住民に集会の場を提供し、福祉増進及び文化生活の向上に寄与することを目的としており、子どもから高齢者までが利用する。したがって「地域区民ひろば」が施設配置の基本単位としている小学校区を準用し、小学校区に1ヶ所配置することとする。
- ② 小学校区の地積には格差があり、1の集会室配置基準（以下、「適正配置基準」という。）に基づく区民集会室の利用距離に地域間格差が生じる。地域間の不均衡を解消するため、地積0.785k㎡を超える小学校区においては、区民集会室を複数配置する。
- ③ 地積0.785k㎡とは小学校を中心とし、半径500mの円を描いた場合の面積である。子ども・高齢者でも約10分の歩行距離に値する。

3 特例措置

現行区民集会室の配置状況では、適正配置基準を満たさない小学校も在ることとなるが、この場合においては、当面、街づくりセンター・学校開放施設などで代用することとする。

なお、将来的には、代用施設の区民集会室としての位置付け（条例化）などを検討する。

参考

【豊島区立小中学校の適正規模及び適正配置について（答申）】平成4年4月


○ 適正通学距離（時間）について

通学距離（時間）については、児童・生徒に著しい負担を与えないことを基本として、小学校1,000m（通学時間約20分）、中学校1,500m（通学時間20分）を上限として考える。

区民集会室(条例施設)一覧表

NO	小学校区域	面積 (km ²)	施設名	併設状況	備考
1	仰高	0.489	駒込区民集会室	単独集会室	
2	駒込	0.593			染井まちづくりセンター
3	清和	0.367	巣鴨第一区民集会室	巣鴨第一児童館併設	
4	西巣鴨	0.359	西巣鴨区民集会室	西巣鴨ことぶき併設	
5	豊成	0.399	北大塚区民集会室	東京都より借地	
			上池袋第一区民集会室	上池袋児童館併設	
6	朝日	0.443			旧朝日中学校
7	巣鴨	0.449	巣鴨第三区民集会室	借上施設	
8	朋有	0.884	東池袋第一区民集会室	中央図書館併設	図書館廃止
			東池袋第二区民集会室	東池袋ことぶき併設	
			東池袋第三区民集会室	シルバー人材センター併設	
			東池袋第四区民集会室	ソシエ東池袋併設(借上)	
9	高南	0.494	高田第一区民集会室	高田ことぶき併設	
			高田第二区民集会室	高田第三公園併設	
10	目白	0.712	目白第二区民集会室	借上施設	
11	南池袋	1.385	南池袋第一区民集会室	旧南池袋児童館併設	
			南池袋第二区民集会室	単独集会室	
			雑司が谷区民集会室	雑司が谷児童館併設	
12	池袋第三	0.874	西池袋第二区民集会室	福祉ホームさくらんぼ併設	池袋第三小学校
13	大明・池袋第五	0.821	池袋第一区民集会室	池袋ことぶき併設	
			池袋第二区民集会室	池袋第二児童館併設	
			池袋第三区民集会室	池袋図書館併設	
14	長崎	0.391	長崎第三区民集会室	長崎ことぶき併設	
15	富士見台	0.456	目白第一区民集会室	目白図書館併設	
			南長崎第一区民集会室	南長崎第一ことぶき併設	
16	さくら	0.664	南長崎第二区民集会室	南長崎第二ことぶきの家併設	
			長崎第四区民集会室	長崎つつじ苑・豊寿園併設	
			長崎第五区民集会室	ライブピア長崎併設	
17	千早	0.465	長崎第一区民集会室	単独集会室	旧第八出張所
			要町第二区民集会室	要町ことぶき併設	
18	椎名町	0.445	南長崎第四区民集会室	単独集会室	老朽化が顕著

NO	小学校区域	面積 (km ²)	施設名	併設状況	備考
19	池袋第一	0.514	上池袋第二区民集会室	上池袋ことぶき・児童館併設	
			上池袋コミュニティセンター	健康プラザ豊島併設	
20	池袋第二	0.349	池袋本町第二区民集会室	文書倉庫・会議室併設	
			池袋本町第三区民集会室	単独集会室	旧第十一出張所
21	文成	0.287	池袋本町第一区民集会室	池袋本町ことぶき併設	
22	要	0.614	要町第一区民集会室	西部保健福祉センター併設	
			要町第三区民集会室	単独集会室	旧第九出張所
23	高松	0.556	高松区民集会室	高松ことぶき・児童館併設	
			千川区民集会室	千川つつじ苑・豊寿園併設	


 廃止区民集会室

公共施設の再構築・区有財産の活用
実施プラン（5ヵ年）素案

編集・発行 平成16年9月
豊島区 政策経営部 施設再構築・活用担当課
〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1
TEL (03) 3981-1111 (代表)